

大臣許可をお持ちの建設業者のみなさまへ

令和2（2020）年
4月1日以降

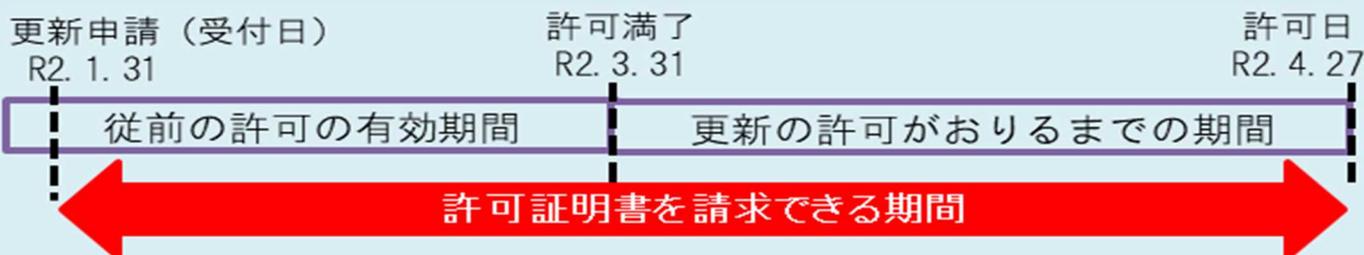
建設業許可証明書の

取扱いが変わります！

令和2年4月1日より建設業許可証明書については下記の場合に限り原則1部発行することになります。

- 更新許可の申請中で、当該更新申請の受付日から更新の許可日までの間において、原則1回1部限り

○許可証明書を請求できる期間【例】（令和2年度～）



- 「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」による確認ができない事項がある場合、災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合

※今回取扱いが変わるのは近畿地方整備局のみです。